

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第50号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年1月10日 17時20分ごろ	
発生場所	兵庫県神戸市須磨区南方沖 神戸市所在の須磨海づり公園塔灯から真方位180° 2.0海里付近 (概位 北緯34° 36.1′ 東経135° 06.3′)	
事故等調査の経過	平成23年3月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第六晋康丸 ^{しんこう} 、199トン 131776、吉村汽船株式会社 B 漁船 78拓丸 ^{たく} 、12トン HG2-5599（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 左舷ブルワーク及びのり刈取設備損傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが乗り組み、阪神港大阪区へ向けて針路092°（真方位）で航行中、右舷船首方約1,000mにB船を認め、その後、B船が方位変化のないまま接近してきたので機関を停止して投光器を点灯した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、兵庫県神戸市塩屋漁港へ向けて北西進中、左舷前方にA船を認め、B船が保持船と思って針路及び速力を保持して航行し、平成23年1月10日17時20分ごろ神戸市須磨区南方沖でA船とB船が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好、日没時刻 17時07分 海象：潮汐 低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は東進中、B船は北西進中、須磨海づり公園塔灯南方沖において、両船が衝突したものと考えられる。 船長Aは、B船が前路を左方に横切る態勢で接近してきたので、機関を停止したがB船の進路を避けることができなかったものと考えられる。 船長Bは、A船が前路を右方に横切る態勢で接近してきたが、針路及び速力を保持して航行を続けたものと考えられる。

原因	本事故は、日没後の薄明時、須磨海づり公園塔灯南方沖において、A船が東進中、B船が北西進中、船長Aが機関を停止したがB船の進路を避けることができず、また、船長Bが針路及び速力を保持して航行を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 衝突するおそれがある態勢で両船が接近するときには、避航船はできる限り早期に、かつ、大幅に避航動作をとること、また、保持船は避航船の動作のみでは衝突を避けることができないと認める場合は、衝突を避けるための最善の協力動作をとること。